

## **第 6 章 計画の推進及び実現化方策**

## 第6章 計画の推進及び実現化方策

### 1 定量的な目標値の設定

まちづくりの方針に基づく施策・誘導方針を着実に実現するため、以下の4つの目標値（評価指標）を設定し、達成状況の評価を行います。

#### 目標値1 まちなかの居住人口の維持

空き家の活用や移住・定住施策の推進、居住環境の整備を進めるとともに、生活サービス施設の集約化などにより、まちなかでの暮らしやすさを高め、居住誘導区域内での一定の人口密度を維持することを目標とします。

目標	実績値 (平成 27(2015)年)	目標値 (令和 22(2040)年)
居住誘導区域内の人口密度	40.0 人/ha	40.0 人/ha

人口減少傾向が続くものと予測されますが、区域内への緩やかな住み替えの誘導、流出抑制と流入増加を図り、人口密度の維持を目指します。

#### 目標値2 公共交通ネットワークの充実による利便性の向上

町民にとって、公共交通が移動手段の選択肢のひとつとなり、利用される環境を目指すため、居住誘導区域内における公共交通徒歩圏人口カバー率（バス）を目標とします。

目標	実績値 (平成 27(2015)年)	目標値 (令和 22(2040)年)
居住誘導区域内における公共交通徒歩圏人口カバー率(バス)	84%	84%

現在の公共交通機関が存続し、町民の公共交通の利便性の維持を目指します。

#### 目標値3 連携・協働による地域防災力の向上

行政と住民や事業所・団体などが身近な地域での災害リスクを共有、連携・協働しながら、地域防災力の向上を図るための地区防災計画の策定を目標とします。

目標	実績値 (令和2(2020)年)	目標値 (令和 22(2040)年)
地区防災計画の策定	0地区	5地区

居住誘導区域内については、全ての地区（東区・北区・中区・南区・亀徳）での策定を目指します。

#### 目標値4 地域防災拠点機能の強化

災害時には、避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間およびこれを支援する施設や空間が必要となります。

さらに、災害が大規模広域にわたる場合は、区域外からの救援物資等を受け入れ、集積、配送、一時保管する機能が必要です。

このため、これらの機能を有する防災拠点を、地域特性や機能に応じて適正に配置し、災害時には、これらを的確に運用することで、被害の極小化を図るため、指定緊急避難場所の機能拡充、災害時の転活用にも配慮した整備を目指します。

目標	実績値 (令和2(2020)年)	目標値 (令和 22(2040)年)
指定緊急避難場所の機能拡充	11箇所	14箇所

## 2 徳之島町立地適正化計画策定委員会の設置

立地適正化計画の策定及び実施に当たっては、町や民間事業者、住民代表などの地域の関係者が議論を交わすとともに、相互に連携し、それぞれが主体的に取組むことが重要です。

実効性を持った計画の作成及び見直し、計画の進捗管理や評価・検証などを行う連絡調整の場として、立地適正化計画策定委員会の継続定期開催に努めます。

## 3 庁内における推進体制の確立

本計画に位置付けられる施策・事業は、都市計画はもとより産業、農業、医療・福祉、教育・文化、観光、防災、公共交通などの各分野と連携し、関係部局が横断的に連携して施策に取り組んでいくことが重要です。

庁内の分野横断的な連携体制を確立し、関係部局間の相互連携、情報共有を図ります。

## 4 計画の評価・見直し

立地適正化計画は、まちづくりに関する上位関連計画等の見直しとの整合を図りつつ、おおむね5年ごとに本計画に定められた施策・事業の実施状況を検証するとともに、検証結果に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行っていくものとします。また、必要に応じて都市再生協議会等の外部委員会による評価・検証も行うこととします。

具体的には、P D C Aサイクルの考え方に基づき、適切な進行管理を行い、「拠点性と安全性の向上を目指した持続可能なまちづくり」の実現を目指します。